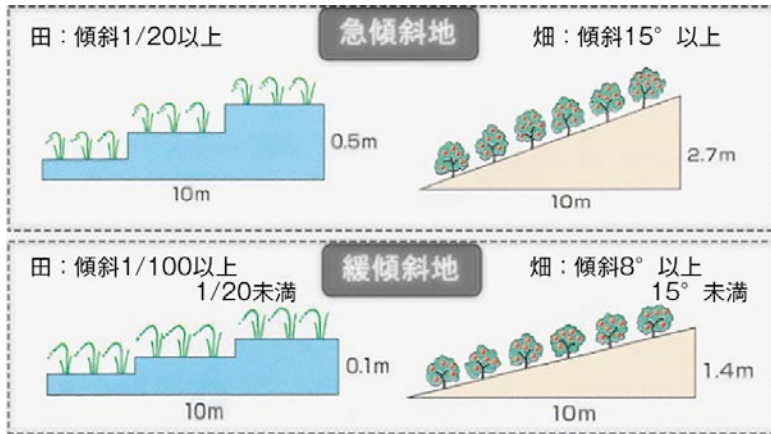


中山間地域の農業生産活動が継続できるように地域の取組を支援します。

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付しています。交付金は、耕作放棄の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

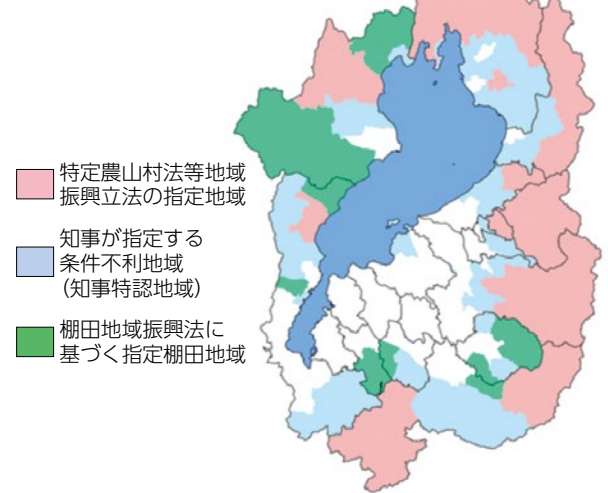
## ●対象農用地の傾斜基準

※緩傾斜地については市町長が特に必要と認めた場合に限る



## ●対象地域図

※令和8年3月末時点



## ◆交付対象となる活動

### 基礎活動

- ・集落マスタープランの作成
- ・耕作放棄の防止等の活動
- ・水路・農道などの管理活動
- ・多面的機能を増進する活動

### 体制整備に向けた活動

- ・ネットワーク化（複数の集落協定間での活動の連携）活動計画の作成



### より前向きな活動

- ①棚田地域振興活動
- ②超急傾斜農地の保安全管理
- ③ネットワーク化や人材の確保
- ④スマート農業による効率化

## ●交付対象となる活動事例



畦塗り



景観作物の作付け



獣害防止柵の補修



ドローンによる防除作業



農業体験



リモコン式自走草刈り機の導入